

建設業許可申請書等の郵送受付の開始について

令和2（2020）年4月20日

栃木県県土整備部監理課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、これまで各土木事務所の窓口提出としておりました建設業許可申請書等について、当面の間、以下のとおり郵送での受付を開始します（窓口対応も継続）。なお、感染症を巡る状況に変化があり、対応方針を変更する場合には改めて告知させていただきます。

1 対象申請書等

- 建設業許可申請書（新規、業種追加、更新などの全ての申請書）
- 各種変更届出書（決算終了に伴う変更届出書、廃業届などの全ての届出書）

2 送付方法

- 特定記録郵便、簡易書留、レターパックなど、発送後の追跡ができる方法での送付をお願いします。郵便事故等による未着については、県では責任を負いかねます。
- 申請書に収入証紙の貼付がある場合、送付前に金額をよく御確認ください。
- 副本を返却しますので、返却用封筒（A4）を同封願います。なお、返却用封筒は、レターパックなど発送後の追跡ができるものとし、副本の重量に応じた切手等を貼付の上、宛先を記入してください。

3 送付先

- 主たる営業所がある市町を管轄する土木事務所の総務課（別添一覧表参照）

4 申請書等の受理及び審査

- 申請書等を受領、確認し、土木事務所で受け付けた日を「受理日（＝提出日）」としますので、提出期限がある申請については余裕を持った送付をお願いします。
- 提出書類に大幅な不足、不備がある場合は、申請書等の受理は行いません。
- 土木事務所で申請書類を確認の上、補正や追加提出がある場合には、電話、メール等で連絡します。
- 補正等が多い場合、メールを活用したいと思いますので、申請書の連絡先欄の余白に、メールアドレス（あれば）を記載願います。

5 許可通知書及び副本の返却

- 建設業許可申請書については、土木事務所が書類を受領した時点で電話、メール等で連絡の上、許可通知書発行時に、通知書と副本を発送します。
- 各種変更届出書については、原則、受理印を押印した副本の返送をもって受理の連絡とします。

書類提出先

土木事務所名	所在地	電話番号	管轄市町
宇都宮土木事務所	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2	028-626-3124	宇都宮市 上三川町
鹿沼土木事務所	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	0289-65-3211	鹿沼市
日光土木事務所	〒321-1414 日光市萩垣面 2390-7	0288-53-1211	日光市
真岡土木事務所	〒321-4305 真岡市荒町 116-1	0285-83-8301	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
栃木土木事務所	〒328-8504 栃木市神田町 6-6	0282-23-3433	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町
矢板土木事務所	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-11	0287-44-2185	矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町
大田原土木事務所	〒324-8765 大田原市紫塚 2-2564-1	0287-23-6611	大田原市 那須塩原市 那須町
烏山土木事務所	〒321-0621 那須烏山市中央 1-6-92	0287-83-1321	那須烏山市 那珂川町
安足土木事務所	〒326-8555 足利市伊勢町 4-19	0284-41-2331	足利市 佐野市

※各土木事務所の「総務課」あて御送付ください。